

南相馬市商店街空き店舗対策事業補助金

空き店舗 賃借料補助の概要

本制度の目的

商店街の昼の賑わい創出のため、指定する地域内にある空き店舗を活用し、商店街等の同意を得て、市が指定する業種の事業を行う場合、予算の範囲内で店舗の賃借料の一部を補助します。

指定する地域とは・・・本市の中心市街地、駅前等市街地、商業地域等（市の計画や調査、法律に基づき定められた区域です。詳しくは、別紙の地図をご確認ください）

空き店舗とは・・・直前の店舗の閉店（賃貸借契約解約日）から、今回の営業に伴う賃貸借契約日までの期間が**3ヶ月以上**経過している店舗

市が指定する業種とは・・・別紙 対象業種をご確認ください。

申請できる方

下記の（１）（２）の両方に該当する方、及び（３）の条件を守れる方

（１）次のいずれかに該当する方

- ・商店街振興組合
- ・事業協同組合
- ・任意商店会
- ・商工会議所
- ・商工会
- ・法人（中小企業者に限る。）
- ・個人事業主

（２）次のすべてに該当する方

- ・食品衛生法や建築基準法等、関係法令に違反していないこと
- ・空き店舗所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にするものでないこと
- ・空き店舗所有者と２親等以内の親族でないこと
- （法人所有の場合、法人の役員及び株主がすべて２親等以内の親族でないこと）
- ・空き店舗所有者と雇用関係にないこと
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける事業所でないこと
- ・暴力団員の統制の下にないこと
- ・公序良俗に反する営業をしないものであること
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと
- ・過去にこの補助金を同一事業で利用したことがないこと
- ・１年以上の賃貸借契約を締結して事業を行うものであること
- ・店舗の属する商店街組織に加入し、当該組織から出店の同意を得た**対象業種**であること
- ・市町村税の滞納がないこと

（３）交付条件

- ・市内に既にある店舗を移転する場合は、移転前の店舗を空き店舗等としないこと。
- ・営業開始日から３年間、市が指定する支援員の指導を年２回受けること。
- ・**午前１０時から午後３時までの間に２時間以上の営業を週４回、かつ、営業開始日から３年以上継続的営業を営むこと。**
- ・**営業から３年間、月ごとの事業収支の分かる書類を６か月ごとに市長に提出すること。**

上記（１）～（３）に虚偽・不正があった場合、補助金を返還していただく場合があります。

補助対象経費及び補助率等

補助対象経費：空き店舗賃借料（住宅部分を含む場合、店舗部分の家賃のみ対象です。）

補助率：1/3～1/2以内 【限度額 15 万円/月】

	中心市街地	駅前等市街地	商業地域等
原町区		—	
鹿島区	—		駅前に含まれる
小高区	—		駅前に含まれる
補助率	1/2 以内	1/2 以内	1/3 以内
	新規常勤雇用者が 2 名以上いる場合、3/4 以内		

申請時期 店舗開店の日から起算して 90 日以内。以降、年度ごとに申請（最長 2 年）

補助金の申請から交付までの流れ

事前相談 空き店舗状況、指定区域内、対象業種、申請資格、申請条件、手続き等の確認

改装費と連動する補助ですので、改装費補助を受けている方の事前相談は原則として必要ありません。

申請受付 下記 ～ の書類を揃えて商工労政課へ提出してください。

要綱に定める『補助金交付申請書』『収支予算書』『事業計画書』

貸し店舗所有者の『空き店舗確認書』

商店街振興組合、商店会等の『出店同意書』

賃貸借契約書（写）

賃借物件の平面図及び位置図

市町村税の完納証明書又はそれに代わる書類

3 年事業継続計画書

誓約書

書類審査 3 年間の事業継続が可能か、商店街への貢献度、書類・資格条件等の確認

申請書類の審査終了後、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知します。

実績報告 事業完了から 15 日以内に、下記 、 の書類を提出してください。

要綱に定める『実績報告書』『収支精算書』『事業実績書』

賃借料の支払領収書（写）

雇用者の賃金台帳、出勤簿（写）（新規雇用の場合のみ）

補助金の請求 補助金確定通知書を受領後、補助金交付請求書の提出してください。

指定の口座に補助金を振り込みます。（補助金の前払いはできません。）

賃借料補助は年度ごとの精算です。各年度終了又は事業完了後に補助金を振り込みます。